

学校医 広報げろ 2018.7

学校医

国は、法律（学校保健安全法）で学校には学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとするを定めています。この法律に基づいて、下呂市においては学校医は医師会が推薦し、教育委員会が委嘱しています。

学校医は、学校保健安全法第5条「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」に基づいて様々な活動を行っています。

活動の一つは学校保健安全委員会に出席し、学校が年ごとに策定した、一年間の児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全、学校の施設及び設備の安全などに対する安全計画について学校関係者、保護者代表とともに検討、助言などを行うことです。

学校の環境衛生の維持や改善については、学校薬剤師と協力して、学校環境衛生基準に従って、教室の照明や、温度、湿度、騒音、飲料水、プールの管理、粉塵、化学物質対策など幅広く医師として必要な指導、助言を行っています。

学校におけるインフルエンザなどの感染症や事故などについても、学級閉鎖や予防対策、救急対策などについて助言を行います。

就学時や各学年で行われる健康診断は、個々の児童生徒について学校生活を送る上で配慮が必要な疾病や異常を早期に発見することと、発育状態、体格や運動能力、健康状態の把握が目的であるとされ、内科健診、耳鼻科健診、歯科健診などが行われています。内科健診では結核検診や運動器検診も行うことになっていますが、診察に際しては保護者が作成した問診票が大変重要になっていますのでよろしくお願ひいたします。

内科健診では呼吸音、心音の聴取、頸部リンパ節の触診、皮膚の異常、体形、関節の異常などを診ます。あきらかな異常についてはすでに受診している児童がほとんどですが、学校生活に支障がないよう配慮するための情報として確認します。診察は全身を観察しますので下半身は膝の上まで見える半ズボン、上半身はランニング、キャミソール、タンクトップなどの袖のない下着一枚となれるようお願いしています。なお、診察スペースには一人ずつ入ることなどでプライバシーを保ちます。

一般に学校医は小児科専門医ではないことがほとんどで、小児は大人を小さくしただけではないこともあり、内科健診で解ることには限りがあります。最近特に問題となっている不登校や喫煙、スマートフォン、虐待、性に関係する問題など、本来家庭の果たす役割が大きい問題については、学校医だけでは解決困難なことが多くなっています。健康相談などを通じてより専門的な精神科、皮膚科、整形外科、産婦人科などの医師や、カウンセラー、コメディカルなどの職種、地域の医療・保健機関や地域住民との連携などが必要となっています。

下呂市立金山病院 顧問 古田智彦